

一般社団法人渋谷MICE協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人渋谷MICE協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、渋谷区を中心エリアの観光事業の振興に取り組み、地域経済の活性化、文化の向上と国際的相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 観光客の誘致、広報宣伝及び受入体制の整備
2. 観光に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
3. 観光事業従事員の資質の向上
4. 観光振興のためのイベント等の開催並びに観光、物産の開発及び振興
5. 観光資源の保護及び開発
6. 渋谷エリアの各種団体等からの受託事業
7. 消費税法に基づく手続委託型輸出物品販売場に関する事業
8. 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
10. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体を社員とする。

2 社員になるには、別に定めるところにより、申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、別に定めるところにより、年会費を負担する。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は当法人が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第 9 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第 10 条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。ただし、当該社員に対し、社員総会の1週間前までに除名の決議案を通知し、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 定款又は規則に違反する重大な行為をし、当法人に損害を与えたとき。
- (2) 法令違反などにより当法人の名誉を著しく傷つけたとき。
- (3) 社員として重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 社員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類及び構成)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 社員総会は、社員をもって構成する。
- 3 社員総会において、社員は、別に定める通りの議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ代表理事が定めた理事がこれに代わる。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 次の決議は、総社員の半数以上で、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 社員は、書面により議決権を行使することができる。書面により議決権を行使する場合は、あらかじめ当該書面を当法人に提出する。この場合は、社員総会に出席したものとして扱う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員総会に出席することができない社員は、他の社員 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(員数)

第 20 条 当法人に置く理事・監事の員数は、それぞれ 1 名以上とする。

2 理事のうち、2 名以内を代表理事とし、2 名以内を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の専務理事及び常務理事は、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(資格)

第 21 条 当法人の役員は、当法人の社員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任等)

- 第 22 条 理事・監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
 - 3 監事のうち少なくとも 1 名は、次のいずれかに該当するものから選任する。
 - (1) 税理士
 - (2) 公認会計士
 - (3) 法人又は団体の計算について、当法人の規模に応じた知識、技能及び経験を有するもの
 - 4 理事・監事のうち、理事・監事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事・監事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事・監事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事及び常務理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
 - 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事・監事の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任により退任した理事・監事は、新たに選任された理事・監事が就任するまで、なお理事・監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第 25 条 理事は、社員総会の決議により解任することができる。
- 2 監事は、社員総会の特別決議により解任することができる。

(顧問の設置)

第 26 条 代表理事は、理事の推薦に基づき、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問の資格、権能、任期等に関する規程については、別に定めるところによる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 27 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第 28 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理の返還等の取扱いについては、理事の過半数の承認により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 29 条 当法人は、解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還手続)

第 30 条 基金の返還は、定時社員総会の決議により、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事の過半数の同意により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 31 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第6章 財産及び計算

(財産の構成)

第32条 当法人の財産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 基金
- (3) 入会金、会費
- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業から生ずる収入
- (7) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第33条 当法人の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 当法人が重要な財産を処分し、又は譲り受けるときは、あらかじめ理事の過半数の承認及び社員総会の承認を得なければならない。財産の管理運用方法につき重要な変更をする場合も、同様とする。

(剰余金)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、一般法人法第148条第2号から第7号までに規定する事由によって、解散する。

(残余財産の帰属先)

第 38 条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 39 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事の過半数の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に必要な事項については、理事の過半数の承認をもって定めるところによる。

(法令の準拠)

第 40 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 9 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 41 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

林尚毅	東京都江東区豊洲三丁目 6 番 8 - 2 4 1 6 号
宮島芳明	東京都世田谷区新町二丁目 3 8 番 2 5 号

(最初の事業年度)

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 43 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、下記の地とする。

主たる事務所 東京都渋谷区桜丘町 2 6 番 1 号

(設立時理事及び設立時代表理事)

第 44 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 林尚毅

設立時理事 宮島芳明

設立時代表理事

東京都江東区豊洲三丁目6番8-2416号

林尚毅

以上、一般社団法人渋谷MICE協会設立のため、設立時社員林尚毅及び宮島芳明の定款作成代理人である司法書士吉井勇治は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年5月24日

設立時社員 林 尚毅

設立時社員 宮島 芳明

上記設立時社員の定款作成代理人司法書士

東京都港区麻布十番二丁目21番14号

ライオンズマンション麻布コート506

吉井 勇治

一般社団法人渋谷MICE協会 役員一覧

(2024年6月28日現在)

【理事】

氏名	役職	所属
三木 尚 (みき たかし)	代表理事	東急株式会社 不動産運用事業部 事業部長
宮島 芳明 (みやじま よしあき)	専務理事 (業務執行理事)	東急ホテルズ&リゾーツ株式会社 常務執行役員
有村 開順 (ありむら かいすん)	常務理事 (業務執行理事)	東急株式会社 不動産運用事業部 価値創造グループ 誘客・送客企画担当 主査
黒川 泰宏 (くろかわ やすひろ)	理事	東急不動産株式会社 執行役員 都市事業ユニット渋谷開発本部長
三輪 泰央 (みわ やすなか)	理事	株式会社フォーシスアンドカンパニー 代表取締役社長
澤田 巖 (さわだ いわお)	理事	サッポロビール株式会社 広域外食本部長
小林 裕和 (こばやし ひろかず)	理事	学校法人國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科教授

【事務局】

氏名	役職	所属
長瀬 英晴 (ながせ ひではる)	事務局長	セルリアンタワー東急ホテル マーケティングマネジャー

決算報告書

第 2 期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

一般社団法人 渋谷MICE協会

東京都渋谷区桜丘町26番1号

貸借対照表

一般社団法人 渋谷MICE協会
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 3年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金

49,000

普通預金

4,706,525

現金・預金計

4,755,525

流動資産合計

4,755,525

資産合計

4,755,525

《負債の部》

【流動負債】

未払金

880,000

前受金

1,000,000

預り源泉税

6,126

未払法人税等

70,000

流動負債合計

1,956,126

負債合計

1,956,126

《正味財産の部》

前期繰越正味財産

313,322

当期正味財産増減額

2,486,077

正味財産合計

2,799,399

負債及び正味財産合計

4,755,525

決算報告書

第 3 期

自 令和3年 4月 1日

至 令和4年 3月31日

一般社団法人 渋谷MICE協会

東京都渋谷区桜丘町26番1号

貸借対照表

一般社団法人 渋谷MICE協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和4年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
普通預金	4,928,749		
現金・預金計	<u>4,928,749</u>		
流動資産合計		<u>4,928,749</u>	
資産合計			<u>4,928,749</u>
		《負債の部》	
【流動負債】			
未払金	297,700		
預り源泉税	12,252		
未払法人税等	<u>70,000</u>		
流動負債合計		<u>379,952</u>	
負債合計			379,952
		《正味財産の部》	
前期繰越正味財産		2,799,399	
当期正味財産増減額		<u>1,749,398</u>	
正味財産合計			<u>4,548,797</u>
負債及び正味財産合計			<u>4,928,749</u>

決算報告書

第4期

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

一般社団法人 渋谷MICE協会

東京都渋谷区桜丘町26番1号

貸借対照表

一般社団法人 渋谷MICE協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
普通預金		2,566,634	
現金・預金計		<u>2,566,634</u>	
流動資産合計			2,566,634
資産合計			<u>2,566,634</u>
		《負債の部》	
【流動負債】			
未払金	200,200		
前受金	240,000		
預り源泉税	12,252		
未払法人税等	<u>70,000</u>		
流動負債合計		<u>522,452</u>	
負債合計			522,452
		《正味財産の部》	
前期繰越正味財産		4,548,797	
当期正味財産増減額		<u>△ 2,504,615</u>	
正味財産合計			<u>2,044,182</u>
負債及び正味財産合計			<u>2,566,634</u>

決算報告書

第 5 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

一般社団法人 渋谷MICE協会

東京都渋谷区桜丘町26番1号

貸借対照表

一般社団法人 渋谷MICE協会
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 6年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

6,629,689

現金・預金 計

6,629,689

流動資産合計

6,629,689

資産合計

6,629,689

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

112,200

預り源泉税

17,937

未払法人税等

70,000

流動負債合計

200,137

負債合計

200,137

《正味財産の部》

前期繰越正味財産

2,044,182

当期正味財産増減額

4,385,370

正味財産合計

6,429,552

負債及び正味財産合計

6,629,689